

草津市公報

発行日 令和4年5月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 8 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

公示送達について(税務課) 1

第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について(資源循環推進課) 1

草津市コミュニティハウス整備事業費補助金交付要綱の一部改正について(まちづくり協働課) 1

草津市公共広告物基本方針検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱(都市計画課) 2

草津市公共施設景観形成基本方針検討委員会設置要綱および草津市無電柱化事業検討委員会設置要綱を廃止
 する要綱(都市計画課) 2

草津市子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付相当分)支給事務実施要綱の制定について
 (子ども家庭・若者課) 2

市道路線の認定に関する告示について(土木管理課) 11

市道路線の廃止に関する告示について(土木管理課) 11

市道路線の区域決定に関する告示について(土木管理課) 11

市道路線の供用開始に関する告示について(土木管理課) 12

市道路線の自転車歩行者専用道路に関する告示について(土木管理課) 12

健康のまち草津モデル事業費補助金交付審査委員会設置要綱等を廃止する要綱(地域保健課) 13

認可地縁団体の変更告示について(まちづくり協働課) 13

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 13

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 14

条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) 14

条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) 17

告示

草津市告示第144号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年4月4日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

5件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年4月11日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	辻井 靖子	滋賀県草津市大路一丁目	7番1-2108号	TOWER・111
2	I I N G I L M A N A	インドネシア		
3	E D I M U S T O F A	インドネシア		
4	B A G U S D W I C A H Y O N O	インドネシア		
5	G I A N N U R S A K T I D E G L U P T A	インドネシア		

(令和4年4月4日揭示済み)

草津市告示第145号

第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を別紙のとおり定めたので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第7条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年4月5日

草津市長 橋川 渉

(令和4年4月5日揭示済み)

草津市告示第146号

草津市コミュニティハウス整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月5日

草津市長 橋川 渉

草津市コミュニティハウス整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市コミュニティハウス整備事業費補助金交付要綱（平成13年草津市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、別表4の項に掲げる補助対象事業に対する補助金については、同項に掲げる補助対象事業に対する補助金の補助年度から10年を経過したときは、再び交付することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月5日揭示済み)

草津市告示第147号

草津市公共広告物基本方針検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市公共広告物基本方針検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市公共広告物基本方針検討委員会設置要綱（平成24年草津市告示第152号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境課長」を「環境政策課長」に、「子ども家庭課長」を「子ども家庭・若者課長」に、「文化財保護課長」を「歴史文化財課長」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

(令和4年4月6日揭示済み)

草津市告示第148号

草津市公共施設景観形成基本方針検討委員会設置要綱および草津市無電柱化事業検討委員会設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市公共施設景観形成基本方針検討委員会設置要綱および草津市無電柱化事業検討委員会設置要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市公共施設景観形成基本方針検討委員会設置要綱（平成24年草津市告示第151号）
- (2) 草津市無電柱化事業検討委員会設置要綱（平成25年草津市告示第256号）

付 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

(令和4年4月6日揭示済み)

草津市告示第149号

草津市子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」令和4年2月7日付け府政経運第23号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき実施する「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給に関し、児童を養育する者の所得が当該給付金の所得制限限度額以上であったことによりその支給の対象とならなかった者についても新型コロナウイルス感染症による影響を等しく受けているため、そうした実情を踏まえ、家庭の支援を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付（特例給付相当分）事業（以下「特例給付金」という。）前条の目的を達するために、草津市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる特例給付金が支給される者をいう。
- (3) 中学生支給対象者 中学生までの対象児童にかかわる支給対象者
- (4) 一般支給対象者 中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、市から支給している児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当をいう。）の受給記録等を基に、市が、特例給付金の支給の申込みを行うものをいう。
- (5) 高校生支給対象者 支給対象者のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童の主たる生計維持者をいう。
- (6) 新生児 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童（令和3年9月に生まれた児童を含む。）のことをいう。なお、母子保健法（昭和40年法律第141号）に定める出生後28日未満の児童に限らない。
- (7) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者に限る。以下「児童手当受給者」という。）をいう。
- (8) 対象児童 別表第2に掲げる者をいう。

（特例給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、特例給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する特例給付金の金額は、対象児童一人につき100千円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、特例給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、特例給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、一般支給対象者は、前項の申込みの日から7日以内にその旨を申し出るとともに、速やかに子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の受給の拒否の申出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、特例給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第

1号に掲げる方式により行う。ただし、特例給付金の支給決定時点において当該口座を解約等しており、特例給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる方式により支給を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定までに、支給対象者が市に子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号。以下「給付金支給口座登録等の届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに給付金支給口座登録等の届出書にて届け出ることにより、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（一般支給対象者以外に係る申請受付開始日および申請期限等）

第6条 中学生支給対象者および高校生支給対象者のうち、市が特例給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する本給付金に係る市の申請受付開始日は、令和4年5月6日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年7月29日までとする。

3 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）申請書（別記様式第3号。以下「給付金申請書」という。）を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請および支給の方式)

第7条 市長は、新生児出生時に行った児童手当の認定請求または額改定請求と併せて前条第3項各号に規定する給付金申請書により特例給付金の申請を行った者については、児童手当振込指定口座に特例給付金を振り込むこととする。

2 市長は、児童手当の認定請求または額改定請求をした後、前条第3項各号に規定する給付金申請書により特例給付金について申請を行った者について、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、給付金申請書に記載された支払方式により特例給付金を支給することとする。ただし、以前および現在の児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に子育て特別給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、市が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行うこととする。この場合は、第4条および第5条を準用する。

3 前条第3項および第4項の規定は、前項の規定を適用する場合に準用する。

(代理による申請)

第8条 代理により第6条第3項および前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項および第7条第1項または第2項の規定により提出された給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、特例給付金を支給する。

(特例給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者は、特例給付金の支給を受けることを

辞退したものとみなす。

(支払ができない場合の取扱い)

第12条 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、第5条第1号または第2号の方式による指定口座に特例給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年8月30日までに指定口座への振込みが口座の解約、変更等によりできない場合は、第4条第1項または第7条第2項の申込みを撤回する。また、第5条第3号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年8月30日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年8月30日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第14条 特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

支給対象者

1 特例給付金は、令和3年9月分の児童手当受給者または令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童をいう。以下同じ。)を養育している者であって令和3年度所得額が児童手当受給者相当の所得額である者、それに準ずる者(施設設置者等を含む。)および令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者については、特例給付金を支給する。ただし、令和3年9月分と令和4年3月分の児童手当受給者が異なる場合にあっては、令和4年3月分の児童手当受給者に、高校

生については、令和3年9月30日時点で養育している者と令和4年2月28日時点で高校生を養育している者が異なる場合にあっては、令和4年2月28日時点で養育している者に支給する。

2 1の規定にかかわらず、特例給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して特例給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）以後に受給者等が死亡した場合（2の規定により特例給付金を支給される者が、当該者に対して特例給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者または左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から特例給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）もしくは里親等へ委託されまたは障害児入所施設等へ入所もしくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に特例給付金を支給する市が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童または高校生の施設入所等児童が委託されている里親等もしくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童または高校生の施設入所等児童が入所もしくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>

③ 基準日の翌日から特例給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしていてる当該受給者等の配偶者（現に別表第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して特例給付金を支給する市に到達した場合またはこれに準ずる手続を行った場合

左欄に掲げる当該者の配偶者

別表第2（第2条関係）

対象児童

支給対象者に支給される特例給付金の対象児童（特例給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のアからエまでに掲げる者とする。

- ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- イ 令和3年9月30日において支給対象者に養育される高校生
- ウ 基準日において里親等へ委託され、または障害児入所施設等へ入所もしくは入院している高校生の施設入所等児童
- エ 令和4年3月31日までの間に出生した児童

別記

様式第1号(第4条第2項関係)

子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）受給拒否の届出書

市受付印

草津市長 宛

- 1, 私は、「子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 _____ (_____)

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

様式第2号（第5条第2号、第3号関係）

子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）支給口座登録等の届出書

令和3年9月分の児童手当支給市区町村
草津
市長宛



1. 届出者・申請者（児童手当の特例給付を受給していた方（もしくはそれに準ずる方））

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所（住民票所在地）
	年 月 日	住所（令和3年9月30日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記載不要
	電話	

2. 新規振込先指定口座（1.届出者・申請者の御本人名義の口座に限ります。）

下記の金融機関口座（原則、1.の届出者・申請者の口座とします。）への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		カナ（またはアルファベット） ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 窓口での現金支給を希望します。 ←（左のチェック欄への記入をお願いします。）

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りができない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込ができない理由

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類

（窓口での現金支給を希望する場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式第3号 (第6条第3項関係)

子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付相当分)申請書



令和3年9月30日時点の住民票所在市
草津 市長宛

1. 申請者 (父母のうち所得が高い方) ※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。
(フリガナ) 氏名 生年月日 申請者の現住所(住民票所在地)
申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要
申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者 配偶者の有無 有・無 ※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。
(フリガナ) 氏名 生年月日 配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要
配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童
支給対象となる児童(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。
氏名 続柄 生年月日 同居・別居の別 申請している場合の住所(別居の場合のみ記入)

4. 受取方法 (申請者名義の口座に限りです。)
下記の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望します。(※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。)

Table with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義. Includes a list of financial institutions and a checkbox for account type.

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
※なお、口座開設ができない等、振込口座を指定していない方は右のチェック欄に○の記入をお願いします。

- 【誓約・同意事項】
(1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
(2) 子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付相当分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うこと...
(6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額未満になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付相当分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付相当分)を返還します。

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

5. 提出書類

- {
}
 『令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）申請書』（本書）
※必要事項を御記入ください。
- {
}
 『申請者の本人確認書類の写し』
※顔写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）は1点、顔写真のないもの（健康保険証、年金手帳等）は2点添付してください。
- {
}
 『受取口座を確認できる書類の写し』
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを御用意ください。
- {
}
 『令和3年9月分の児童手当（特例給付）を受給していることがわかる書類』
※公務員の方または9月分の児童手当を他の市区町村で受給されていた方のみ提出してください。支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳（公務員の方は給与明細（令和3年10月分））の写し等
- {
}
 『申請者および配偶者の方の、令和3年度（令和2年分）市民税課税証明書・非課税証明書』
※児童手当を受給していない（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童のみを養育している）人で、令和3年1月1日時点で住民票が草津市になかった人のみ提出してください。

振込先金融機関口座確認書類（必須）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
（通帳をコピーいただく場合、表紙ではなく、見開きの1ページ目をコピーしてください。）

※紛失防止のため、こちらに貼り付けてください。

申請者の本人確認書類（必須）

顔写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）は1点、顔写真のないもの（健康保険証、年金手帳等）は2点

※紛失防止のため、こちらに貼り付けてください。

草津市告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和4年4月7日から令和4年4月22日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	草津市大路一丁目 目字列草	
		草津市草津一丁目 目字東横町	
3709	草津川跡地北山田自転車歩行者道線	草津市北山田町 字高山	
		草津市北山田町 字高砂	
5596	下笠南37号線	草津市下笠町字 弾正	
		草津市下笠町字 弾正	
7190	草津川跡地北山田西自転車歩行者道線	草津市北山田町 字高砂	
		草津市北山田町 字高砂	
9696	野路北41号線	草津市野路町字 片原	
		草津市野路町字 片原	
9697	青地南34号線	草津市青地町字 野中	
		草津市青地町字 野中	

(令和4年4月7日揭示済み)

草津市告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

この関係図面は、令和4年4月7日から令和4年4月22日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1235	草津川跡地草津歩行者道線	草津市大路一丁目 目字列草	
		草津市草津一丁目 目字東横町	
1236	草津川跡地草津自転車道線	草津市大路一丁目 目字列草	
		草津市草津一丁目 目字東横町	
3707	草津川跡地北山田歩行者道線	草津市北山田町 字高山	
		草津市北山田町 字高砂	
3708	草津川跡地北山田自転車道線	草津市北山田町 字高山	
		草津市北山田町 字高砂	
7133	北山田西2号線	草津市北山田町 字高砂	
		草津市北山田町 字高砂	

(令和4年4月7日揭示済み)

草津市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和4年4月7日から令和4年4月22日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

草津市長 橋川 渉

道路の種類別 市道

路線名	区 間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	草津市大路一丁目字列草915番8 草津市大路一丁目字東横町427番	2.4~6.0	748.7
3709	草津川跡地北山田自転車歩行者道線	草津市北山田町字高山1057番2 草津市北山田町字高砂2593番2	3.6~7.1	1232.7
5596	下笠南37号線	草津市下笠町字弾正179番 草津市下笠町字弾正179番3	6.0~8.0	31.6
7190	草津川跡地北山田西自転車歩行者道線	草津市北山田町字高砂2704番 草津市北山田町字高砂2960番5	5.8~27.6	1442.7
9696	野路北41号線	草津市野路町字片原664番22 草津市野路町字片原664番33	6.0~11.7	64.9
9697	青地南34号線	草津市青地町字野中1075番6 草津市青地町字野中1076番15	6.0~15.5	69.3

(令和4年4月7日揭示済み)

草津市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月7日から令和4年4月22日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	草津市大路一丁目字列草915番8 草津市大路一丁目字東横町427番	令和4年4月7日
3709	草津川跡地北山田自転車歩行者道線	草津市北山田町字高山1057番2 草津市北山田町字高砂2593番2	令和4年4月7日
5596	下笠南37号線	草津市下笠町字弾正179番 草津市下笠町字弾正179番3	令和4年4月7日
7190	草津川跡地北山田西自転車歩行者道線	草津市北山田町字高砂2704番 草津市北山田町字高砂2960番5	令和4年4月7日 午前10時から
9696	野路北41号線	草津市野路町字片原664番22 草津市野路町字片原664番33	令和4年4月7日
9697	青地南34号線	草津市青地町字野中1075番6 草津市青地町字野中1076番15	令和4年4月7日

(令和4年4月7日揭示済み)

草津市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、次のとおり自転車歩行者専用道路を指定する。

この関係図面は、令和4年4月7日から令和4年4月22日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供

する。

令和4年4月7日

草津市長 橋川 渉

道路の種類別 市道

路線名 1237草津川跡地草津自転車歩行者道線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市草津一丁目字壱丁目1249番3	6.0~6.0	676.7	令和4年4月7日	
草津市大路一丁目字東横町427番				

路線名 3709草津川跡地北山田自転車歩行者道線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市北山田町字高山1057番2	4.5~4.5	1210.4	令和4年4月7日	
草津市北山田町字高砂2593番1				

路線名 7190草津川跡地北山田西自転車歩行者道線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市北山田町字高砂2704番	5.8~27.6	1442.7	令和4年4月7日	
草津市北山田町字高砂2960番5				

(令和4年4月7日揭示済み)

草津市告示第156号

健康のまち草津モデル事業費補助金交付審査委員会設置要綱等を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月8日

草津市長 橋川 渉

健康のまち草津モデル事業費補助金交付審査委員会設置要綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 健康のまち草津モデル事業費補助金交付審査委員会設置要綱（平成27年草津市告示第59号）
- (2) 健康のまち草津モデル事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第60号）
- (3) 草津市高齢者実態把握実施要綱（平成14年草津市告示第103号）

付 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

(令和4年4月8日揭示済み)

草津市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年草津市告示第173号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和4年4月12日

草津市長 橋川 渉

- 1 名称
不働浜町内会
- 2 変更があった事項
代表者の氏名および住所
岡 重樹
草津市南山田町1141番地
- 3 変更日
令和4年4月2日

(令和4年4月12日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項

の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年4月8日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
甲賀市水口町東名坂23番地1-102号 田中 駿亮	草津市青地町字八反田1616番 3	165.96㎡	R4.4.8	1600

(令和4年4月8日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年4月8日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南山田町451番地 岸本 宗敏	草津市南山田町字塚越350番 外1筆	498.76㎡	R4.4.8	1599

(令和4年4月8日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年4月11日

草津市長 橋川 渉

- (1) 契約番号 5041-004
- (2) 工事名 志津南小学校大規模改造 2期工事
(建築)
- (3) 工事場所 草津市若草二丁目
- (4) 工事概要 大規模改造工事
内容 防水工事、外装工事、建具工
事、内装工事、塗装工事、ユ
ニット工事、その他一式

1 工事概要等

(5) 工事期間 契約締結日から令和4年11月30日まで

- 2 予定価格 180,176,000円(税抜き)
 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
 また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市若竹町8番31号

Arimoto Design Works株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和4年度において建築工事部門に登録されている者であること。
 (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年4月11日午前9時から令和4年5月19日午後5時まで
 (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和4年4月11日午前9時から令和4年4月21日午後5時まで
 (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
 (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
 (5) 回答日・回答方法 令和4年4月28日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
 なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和4年5月20日午前9時から令和4年5月23日午後5時まで
 (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
 (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年5月24日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応募者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和4年4月11日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年4月11日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5041-006
- (2) 工事名 総合体育館屋根・床板改修工事
- (3) 工事場所 草津市下笠町
- (4) 工事概要 改修工事
 - ・屋根改修（カバー工法）
 - ・床板改修（研磨および塗装等）
 - ・その他付帯工事
- (5) 工事期間 契約締結日から令和5年1月30日まで

2 予定価格 175,219,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市西渋川一丁目11番3号

建築事務所環境デザイン

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に

係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和4年度において建築工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和4年4月11日午前9時から令和4年5月17日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和4年4月11日午前9時から令和4年4月21日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和4年4月28日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問について

は受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和4年5月18日午前9時から令和4年5月19日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年5月20日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場場合または履行保証保険を締

結した場合、契約保証金の納付を免除する。

- 20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和4年4月11日揭示済み）